

各 都道府県知事  
各 指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

## 里親支援事業の実施について

里親制度の充実を図るために、専門里親希望者や養育里親に対する研修を実施するとともに、里親家庭に対し委託された児童や里親自身に関する養育相談事業を実施すべく、別紙のとおり「里親支援事業実施要綱」を定め、平成 14 年度から適用することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、昭和 63 年 5 月 20 日雇児発第 466 号厚生省児童家庭局長通知「家庭養育推進事業の実施について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

（別紙） 里親支援事業実施要綱

### 第 1 目 的

里親及び里親になることを希望する者に対し、研修を実施することにより児童福祉への理解を深め、養育技術の向上、里親委託の促進及び里親の開拓を図り、もって要保護児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

さらに、委託児童の適切な養育を確保するために、委託児童の養育や里親自身に関する養育相談を実施するものである。

### 第 2 実施主体

この事業の実施主体は都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）とする。都道府県は、研修等を必要に応じて関係団体に委託して実施できることとする。

### 第 3 事業内容

#### 1 里親研修事業

研修の種類は、基礎研修と専門里親研修であること。

##### (1) 基礎研修

基礎研修は、里親制度及び児童の養育についての基本的な知識や技術の習得を図ることを目的とすること。

##### (2) 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

#### 2 里親養育相談事業

##### (1) 趣 旨

委託児童の適切な養育を行うためには支援が必要であり、里親（家族を含む。）に対して、委託児童の養育や里親自身等に関する相談を実施すること。

## 里親支援事業の実施について

### (2) 対 象

現に児童を委託されている里親やレスパイト・ケアのために児童の養育を行っている里親とすること。

### (3) 事業内容

#### ア 実施機関の指定

(ア) 都道府県は、あらかじめこの事業を実施する機関を指定する。

(イ) 実施機関は、児童相談所、児童家庭支援センター等、里親への養育相談などが実施できる施設とする。

#### イ 事業内容

里親からの相談に応じ、委託児童の養育状況の把握に努め、児童の養育などについて適切な指導や助言を行うこと。

なお、児童相談所以外の実施機関において、里親に対して訪問指導や助言をすることが必要である、又は、委託児童を里親が養育することが不相当であると判断した場合には、速やかに児童相談所に対して連絡をとり、その状況について報告すること。

### (4) 実施方法

ア 児童相談所等に里親対応専門の職員（非常勤）（以下「里親対応専門員」という。）を配置し、里親家庭に対し、委託児童や里親自身に関する養育相談を実施すること。

イ 里親対応専門員は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 児童相談所での児童福祉司経験者など里親養育について精通していること。

(イ) 児童相談所の指導担当者と連携、調整ができ、かつ里親からの直接の相談に応じられること。

ウ 里親対応専門員は、養育相談を希望する里親家庭に対して、定期的な面接を実施し、その内容を実施機関に報告すること。

エ 実施機関は、里親対応専門員からの報告に対して、必要な助言をすること。

オ 実施機関は、児童相談所の指導担当者と綿密な連携を図ること。

カ 里親対応専門員は、相談上知り得た児童や里親家庭に関する秘密を、正当な理由なく漏らしてはならないこと。

## 第4 実施に当たっての留意事項

- 1 実施に当たっては児童相談所、福祉事務所、児童委員、児童福祉施設、里親会及び社会福祉協議会等関係団体と連携を図り、効率的に実施すること。
- 2 里親研修事業においては、実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- 3 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

## 第5 国の助成

### 1 経 費

国は、都道府県がこの事業のため支出した費用を別途定めるところにより補助するものとする。

### 2 当省との協議

都道府県は、国の助成を受けようとするときは、別途定めるところにより、あらかじめ当省に協議しなければならない。